

# 家庭系ごみ有料化の具体的方策について

## 答申案

平成20年8月

吉川市廃棄物減量等推進審議会

## I 家庭ごみ有料化の目的

### 1. 家庭ごみ有料化の背景

#### (1) 社会環境の変化

私たちの生活は、戦後の高度経済成長期を経て、大量生産、大量消費の時代を迎え、ごみの排出量は増加してきた。しかし、経済の発展と引き換えに、温暖化をはじめとする地球環境の悪化は進み、我々は地球環境を保全するために、ごみを減量し、リサイクルを推進するなどし、循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていく必要がある。

平成16年11月に吉川市廃棄物減量等推進審議会は、吉川市長から「吉川市におけるごみ減量化方策について『ごみ減量のための具体的な取組みについて』」の諮問を受け、平成17年11月の答申において「ごみ処理有料化については、本答申において審議を行った有料化以外のごみ減量方策を実施し、その効果を検証した上でごみ減量効果が現れなかった場合に導入すべき方策である。」と提言した。

一方、国においては、「有料化の導入を推進すべき」とした平成17年2月の中央環境審議会の意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」を受け、平成17年5月に廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)が改正された。この改正により、地方公共団体の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、一般廃棄物処理の有料化を推進することが、地方公共団体の役割として位置づけられた。

#### (2) 家庭ごみ有料化の意義

家庭ごみの有料化とは、家庭から日常生活に伴い発生するごみについて、排出者である市民がごみ処理にかかる費用の一部を手数料という形で負担する仕組みである。

現在、家庭ごみの処理費用は、税による負担(粗大ごみを除く。)となっていることから、ごみ処理に費用がかかっていることを市民が十分に認識した上で、ごみを排出しているとは言えない状況にある。しかし、家庭ごみの有料化によって手数料という目に見える形で費用を負担することになれば、市民はごみを排出する都度、自らが負担するごみ処理費用をより明確に実感し、ごみの排出量に応じた負担の公平性が図られることと、市民の意識改革により、ごみの発生と排出の抑制、分別の徹底、リサイクルの促進など、ごみを減量する上で様々な効果が期待できる。

## 2. 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみの有料化は、排出者である市民から、ごみ処理費用の一部を手数料として負担を求めるもので、発生抑制と減量・資源化の促進、ごみ処理費用の負担の公平性の確保、市民の意識改革並びに財政負担の軽減を主目的としており、実施によってごみ排出者の責任がより明確となるほか、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの総体的な抑制が図られることを期待するものである。

### (1) 発生抑制と減量・資源化の促進

家庭ごみを有料化することにより、ごみを出せば出すほど負担額が増えることになるので、ごみの排出量を極力少なくしようとする経済的な動機付けが働くことで費用負担を軽減しようとする意識が生まれ、できるだけごみになりにくい製品を選択したり、過剰包装を断る、家庭にごみとなるものを持ち込まなくなるなど、ごみの排出抑制が期待できる。

さらに、ごみ処理やリサイクルに対する関心が呼び起こされ、排出する場合の分別が徹底され、ごみの減量化と資源化が図られるものと考えられる。

### (2) ごみ処理費用の負担の公平性の確保

ごみ処理費用を税で賄うという方法では、日常生活の中で様々なごみ減量への取り組みを行っている市民とそうした努力もせずに生活の利便性、消費の欲求のままに買い物をしてごみ問題を意識せずに排出する市民とが、排出するごみの量に関係なく同じ条件でごみ処理費用（税）を負担しているのは、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んでもその努力が報われず、不公平感が生じているとも言える。

有料化によって排出するごみの量に応じて費用を負担することになれば、ごみ減量に努力する人に対するごみ処理経費の負担を軽くし、そうでない人には応分の負担をしてもらうことで、ごみの排出量と負担額が連動していないという不公平が是正され、費用負担の公平性が確保できる。

### (3) 市民の意識改革

ごみの排出に手数料がかからない場合、税によってその費用を負担しているが、ごみの排出する機会や排出量と負担の機会が一致していないために、負担感や循環型社会構築への意識が希薄である。

有料化の導入によって、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することにより、市民が処理費用を意識し、市民の意識改革につながることを期待できる。その結果、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない製品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果が期待できる。

### (4) 財政負担の軽減

手数料収入をごみ減量化関連施策の財源に充てることで、財源負担の軽減が期待できる。また、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、処理費用及び環境負荷の低減が期待できる。

## II 家庭ごみ有料化の制度

### 1. 有料化の対象範囲

有料化の対象とすべき廃棄物は、発生抑制、再利用、再生利用の観点から、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」とすることが適当と考える。

資源ごみについては、ごみの減量やリサイクルの推進に対する意識改革を促し、ごみの排出抑制、分別の徹底やリサイクルを実践する方向に導くために無料とする。

なお、粗大ごみについては、これまでどおり有料とする。

### 2. 負担の仕組み

ごみ処理有料化の制度維持に当たっては、管理費用を抑えることが重要と考える。

指定ごみ袋の製造・流通経費については効率化、省力化等経費節減に努め、最小限度の費用で実施する必要がある。

#### (1) 手数料の仕組み

手数料の仕組みについては、ごみ減量の効果が得られること、排出量に応じた公平性を確保できること、市民にとって簡潔でわかりやすい仕組みであることが重要と考えることから、有料化の対象となるごみの排出量に単純に比例して負担額が変動する「単純従量制」が望ましい。

#### (2) 手数料を負担する媒体

手数料の徴収方法については、ごみを排出する市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果を実感しやすく、負担の公平性が確保されるなどの利点があることから、指定ごみ袋制とする。

ごみの排出量は、それぞれの世帯の家族構成や減量努力の度合いなどによって差があると考えられるので、排出量に応じた手数料の負担が可能となるよう、複数の容量の異なる袋を用意し、容量に応じた手数料額の設定を行うことにより、排出量削減の動機付けが働くとともに、負担の公平性も図られる。

また、指定ごみ袋に有料広告を募集するなど歳入の確保に努める必要がある。

なお、有料化の対象から除外するごみについては、専用袋ではなく、これまでどおり透明又は半透明の袋で排出することとする。

#### (3) 手数料の支払方法等

ごみ処理手数料の支払いについては、市が指定する取扱販売店で市民が指定ごみ袋を購入し、代金を支払うことで手数料を収めることとし、販売店は、市民から一時的に預かった手数料を市に納入する方法など、経済的効率性や取扱販売店の事務負担についても極力考慮する。また、手数料の徴収に関して、適正な管理に努めるものとする。

取扱販売店については、市民が指定ごみ袋を購入しやすいよう利便性を考慮し、市内各地域のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他の小売店等及び

自治会等を対象とすることが必要である。

さらに、小売店がレジ袋削減のための一手法として、レジ袋有料化を実施する場合には、レジにおいて有料レジ袋の代わりに、指定ごみ袋を販売することを働きかける必要があると考える。

### 3. 手数料の水準

ごみ処理手数料の金額は、市民にごみ減量の動機付けとして有料化が作用するために、市民にとってある程度の負担を感じる水準、持続的にごみ減量効果が期待できる水準及び市民生活に過度な負担を生じない水準において、ごみ処理経費の一部について負担を求めることが望ましい。

なお、その際には、市民にとって過重な負担とならないように配慮する一方、安価すぎて減量効果が得られないケースも見受けられるので、最近の有料化を実施している他都市における導入事例を参考にしながら決定することが望ましい。

### 4. 手数料の使途

家庭ごみの有料化は市民に新たな負担を求める施策であるため、その使途を明確にし、有料化に対する市民の理解と協力を得る上でも、市民にきちんと説明する必要がある。

手数料の使途は、家庭ごみの有料化に関する経費、廃棄物の収集・運搬・処理に係る経費、ごみ減量化・資源化、啓発事業の財源として活用することが望ましい。

### 5. 減免措置

家庭ごみの有料化は、すべての市民を対象として一定の負担を求める仕組みを導入することにより、ごみの減量を図るものであることから、その実施に当たっては、原則として天災、火事、ボランティアなど、自らがごみを減量する努力をしようとしても、ごみの発生量を抑制することができないものについて、手数料を減免する必要がある。

また、「多量に排出されるから負担を軽減する」ということではなく、客観性、公平性、透明性の確保を図るため、既存の福祉サービスを受けている生活困窮者や障がい者、紙おむつの支給を受けている高齢者の経済的負担の軽減に配慮する必要がある。

この場合において、既存の福祉サービスを受けているからといって、負担すべき手数料のすべてを免除するのではなく、一定枚数の指定ごみ袋を交付するなど、対象者にも一定のごみ減量の努力を促すような仕組みとすることが望ましい。

## 6. 実施時期

第2次一般廃棄物処理基本計画において3つの指標を掲げているが、ごみ有料化の最大の目的であるごみの減量に係わる指標の「1人1日当たりのごみ排出量」を見てみると、平成18年度以前は目標を大幅に上回っていたが、平成19年度は目標を達成することができた。これは、平成16年10月にごみ処理手数料を値上げした事業系ごみの減少が大きく寄与している。しかしながら、家庭系ごみは、減少傾向を示しつつも、目標を達成するには至っていない。

市では第2次一般廃棄物処理基本計画等に基づき、自治会、廃棄物減量等推進員及び環境団体の協力のもと、ごみ減量啓発等に努めているが、有料化以外の様々な施策を講じても、全ての市民が同様の意識を持ってごみ減量に取り組んでいくことは難しいのが現実であり、ごみ処理費用の負担の不公平感がますます拡大するとともに、第2次一般廃棄物処理基本計画目標の達成は困難と思われる。

このことから、早急に有料化の実施を求めたいところであるが、有料化の実施にあたっては、円滑に実施できるようにするために、市民等の意見を踏まえたうえで最終的な制度を構築する必要があること、市民への十分な周知が必要であること、そして、第2次一般廃棄物処理基本計画目標を確実に達成する必要があることを踏まえ、平成22年度の実施を求めるものである。

## III 家庭ごみ有料化の周知

有料化は市民に新たな負担を求める制度であるため、導入にあたっては、その背景や目的等について、十分な説明を行うとともに、有料化の実施内容やごみの排出方法等について広く市民に周知する必要がある。

そのため、自治会を単位として説明会を開催したり、広報よしかわやホームページを通じた情報提供はもちろんのこと、制度内容やごみの出し方等の詳しい情報をわかりやすく記載したパンフレットを作製し、全世帯へ配布し、きめ細やかな周知活動を行うべきである。

## IV 有料化と併せて取り組むべき施策

### 1. ごみの減量化・リサイクルの推進に向けた施策

#### (1) 市民への啓発と情報提供の充実

ごみの問題や排出ルールに対する市民の意識を高めるため、更なる発生抑制、減量・資源化についての啓発、出前講座の実施、情報提供の実施が必要である。

#### (2) ごみ減量の取り組みに対する支援策

ごみの発生抑制を促進するために、集団資源回収などの市民の自主的なごみ減量の取り組みを引き続き支援する必要がある。ただし、生ごみ処理機購入補助金については、その有効性を検証し、廃止を含め検討すること。

- ・生ごみ処理機購入補助金

- ・ 集団資源回収奨励補助金
- ・ マイバックキャンペーン
- ・ エコショップ認定制度
- ・ 集積所管理助成金の交付（自治会振興交付金）
- ・ 廃棄物減量等推進委員制度の創設

## 2. 戸別収集の実施

ごみ集積所による収集方式は、効率的な収集方式ではあるが、排出者を特定しづらいため、不適正な排出や不法投棄、カラス被害が後を絶たないなど、集積所に係る課題がある。さらに、ごみ処理の有料化が実施されると指定袋を使用しない違反ごみも懸念され、ごみ集積所に係る課題がさらに大きくなることが予想される。

ごみの排出者責任を明確にし、これらの課題を解決するとともに、ごみ有料化による減量・資源化の実効性を確保するために、燃やすごみと燃えないごみの収集については1軒1軒の自宅前からそれぞれ収集する戸別収集方式の導入について財政的負担を考慮しながら検討する必要がある。